

いすみ会議所だより

阪口副会頭
乾杯挨拶大宅副会頭
挨拶

和泉市長 祝辞

去る11月15日(金)、関西空港ゴルフ倶楽部において会員親睦ゴルフ大会(会員親睦委員会 原和幸 委員長)を開催しました。大会当日は朝から降る雨で、フェアウェイに霧がかかり少し条件の悪い中でのスタートとなりましたが、55名の参加者は熱いプレーを展開しました。

始球式を大宅副会頭(OUTスタート)、阪口副会頭(INスタート)がそれぞれ行い、試合方法をダブルペリア方式にてプレーが始まり、参加者は日頃の腕前を競いました。



小柳副委員長から優勝授与



藤原副委員長から賞品授与

競技終了後の懇親会は小柳副委員長・大宅副会頭の挨拶にて開会し、辻宏康和泉市長より祝辞が述べられ、阪口副会頭の乾杯発声にて始まりました。

成績発表での各順位賞品は小柳副委員長と藤原副委員長から授与し、会場はおおいに盛り上がり、参加者相互がお互いのプレーを称え親睦を深め合いました。

尚、上位入賞者は右記の方々です。

優勝 新井 将岐さん
(ゴルフドッグ)

準優勝 岩本 勝男さん
(古賀商会)

第3位 井上 雅博さん
(有)井上音響企画)



始球式

和泉商工会議所 第20回 会員親睦ゴルフ大会 ご協賛事業所 (順不同・敬称略)

(株)国華園	オオヤ電機(株)	芦部産業(株)	山本産業(株)
辻川産業(株)	ワコ一防災(株)	新和(株)	創倫社
(株)池田泉州銀行 和泉支店	濱名鐵工(株)	ナカオ金属工業(株)	E S C建材(株)
(株)関空エンタープライズ	北中織布(株)	三協織布(株)	タクノイシヨーテクノ
富士給食(株)	府中(株)	本家さぬきや	アクサ生命保険(株) 大阪南営業所
東屋電気サービス(株)	大阪コートローブ(株)	セルビス(株)	トウ一
(株)ピーエンス	フィオーレ	藤原印刷刷(株)	松葉善製材所
三井生命保険(株)	和泉市商店連合会	テクノステージ和泉まちづくり協議会	関西空港ゴルフ倶楽部

**今月号の
主な内容**

- P1 … 第20回会員親睦ゴルフ大会を開催
- P2 … 和泉経済クラブ経済視察研修会を実施／大阪勧業展2013開催 他
- P3 … 第3回 和泉ブランド「いすみ印」認定審査会認定品決定！ 他
- P4 … 消費税率引上げに向けての経過措置の対応について(第2回)
- P5 … 雇用促進税制をご活用ください！
- P6 … 商工会議所パソコン教室をご利用下さい。
- P7 … 新会員のご紹介コーナー／従業員の個人住民税は特別徴収で納めましょう
- P8 … 第199回珠算検定合格者／第135回簿記検定試験合格者 他

和泉経済クラブ 経済視察研修会を実施!

実施日：平成25年11月17日(日)～18日(月) 観察先：青森・秋田方面

和泉経済クラブ(西辻 達佳 代表幹事)は、去る11月17日(日)～18日(月)にかけて、青森・秋田方面への経済視察研修会を実施しました。

初日は、青森県ねぶたの里にて、重要無形民俗文化財にも指定されているねぶたを観察した後、雪中行軍でも有名な八甲田山へ登頂し、参加者は当時の過酷な訓練の状況を目の当たりにしました。

二日目には、秋田県の日本最古の芝居小屋で知られ、国重要文化財でもある「康楽館」、大晦日に行われ重要無形民俗文化財の民俗行事「なまはげ」の実演体験や、米どころ秋田ならではの日本酒製造の酒蔵を観察するなど、全国各地から観光客が集まる地場産業の周知・PRの調査も行うことが出来ました。

今回の視察では、地場産業の振興や全国への情報発信の手法を学ぶことができ、また地域経済発展の裏側を観察調査することが出来ました。



▶民族行事「なまはげ」



▶青森県「ねぶたの里」



▶青森県「酒蔵を観察」

大阪勧業展 2013 開催



10月23日(水)・24日(木)の両日、大阪府下の商工会議所・商工会が連携して、自社の技術力や商品・サービス等をPRし、ビジネスチャンスを拓げる多業種型総合展示商談会『大阪勧業展2013』が、マイドーム大阪にて開催されました。

会場では、独自の技術、ユニークな製品・商品等を開発した府下の商工会議所・商工会の会員企業340社が出展され、大阪らしい熱気と商談がすすめられている賑やかな声が、会場内の雰囲気を盛り上げていました。

当所からも4企業が出展され、各ブースとも新たなビジネスパートナーとの出会いを求めて積極的に自社製品等のアピールを行なっていました。

今回の出展で、ひとつでも多くの商談がまとまり、各企業の更なる発展に期待が持てる2日間がありました。



ニューレジストン株式会社



正栄工業株式会社



泉州織物構造改善工業組合



和泉矽油株式会社

当所出展事業所名

順不同

ニューレジストン株式会社

泉州織物構造改善工業組合

和泉矽油株式会社

正栄工業株式会社

祝 平成25年度 大阪産(もん)五つの星大賞が決定!! 「レストラン コンポステラ」池田 進 氏が受賞



去る、11月10日(日)NHK大阪放送局 ふるさとの食 にっぽんの食大阪フェスティバルのステージにて、「レストラン コンポステラ 池田 進 氏」が《大阪産(もん)五つの星大賞》を受賞されました。

この賞は、大阪府内農林水産物・大阪特産加工食品のブランドである「大阪産(もん)」の普及やブランドイメージ向上に貢献した優れた活動を表彰するもので、府下で5社のなかに選出されました。

池田氏は水なすと地場野菜一杯のラザニアで和泉ブランド「いづみ印」の認定を受け、平成24年度大阪地域創造ファンドにも採択され、積極的な事業展開を行っています。

のぞみ野にあるお店は、落ち着いた店内で本格欧風料理が楽しめます。

たいへん名誉ある賞を受賞されましたことに心からお慶び申し上げますとともに、今後のますますのご発展とご活躍をお祈り申し上げます。

レストラン コンポステラ

(和泉市のぞみ野1丁目2-41イチクラビル2階)

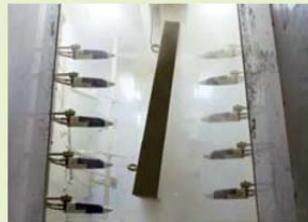




第3回 和泉ブランド「いずみ印」認定審査会 認定品決定!

平成25年11月14日(木)開催の第3回和泉ブランド認定審査会にて、下記5申請品が和泉ブランド「いずみ印」に認定されました。

5品目が「いずみ印」に認定されました！



粉末塗装技術
(ナカオ金属工業株)



和泉市産野菜を使ったタコライス
(Banobano)



タートルッコ（薪窯パン）
(株)花菜おに工房



泉州玉ねぎドレッシング
(地産旬食ダイニングあかざわ)



和泉市産まるごとみかんペースト
(農業法人いずみの里)

本事業は、平成23年度から実施しており、ブランド認定制度により産品、技術等に付加価値を付け、和泉商工会議所青年部、和泉ブランド認定委員各位の協力により市内市外への周知拡大及び販路開拓に資することを目的としております。



和泉ブランド認定品		
	申請事業所名	申請品名称
平成23年度	山月工房	和泉蜻蛉玉
	井阪硝子製作所	十二支
	井阪硝子製作所	銀箔ネックレス
	イワト販売(株)	非常用脱出面格子
	イワト販売(株)	非常用脱出ルーバー面格子
	(株)みらくるグリーン	ベビーリーフ
	(株)北辰	フレスコグラフィックス
	府中大寺屋	蜜柑山
	菓子工房 T.YOKOGAWA	大阪和泉チーズ 童子丸
	ありこるーじゅ	フランキー
平成24年度第2回	栄久堂吉宗	和泉なるさめ
	(有)フランス菓子モーン	いずみばむ
	農業法人 いずみの里	いずみ・よこやまマーマレード
	コンポステラ	中塚さんちの水なすと地場野菜一杯のラザニア
	佐竹ガラス(株)	和泉の風(風鈴)
	三愛繊維(株)	マット(廊下敷、キッチンマット、トイレマット)
	(株)花菜おに工房	タケノコカレーパン(薪窯パン)
	今井食品	田舎あげ(うすあげ)
	(株)トーエートレーーディング	soja(soja白玉、sojaプリン)

和泉ブランド「いずみ印」についてのお問い合わせは、和泉商工会議所 中小企業相談所（53-0320）までお願い致します。

自社商品卖込み商談会in堺 開催!

平成25年11月26日(火)に、堺市産業振興センター イベントホールにて第5回 自社商品卖込み商談会 in 堺が開催されました。

この商談会のメリットは、百貨店・スーパー・通販業者などのバイヤーと、開催時間内に自由に商談が出来ることで、コストをかけずに自社の宣伝が出来ます。



和泉商工会議所会員事業所からも多数の事業所が商談会に参加され、日頃なかなか直接商談が出来ないバイヤーとの面談や、バイヤーが求めている商品の情報を掴むことが出来るなど、販路開拓に大いに反映される商談会となりました。



消費税率引上げに向けての経過措置の対応について(第2回)



消費税は、平成26年4月1日に8%、平成27年10月1日に10%へと2回にわたる引上げが予定されている。前回に引き続き「消費税率引上げに向けての経過措置の対応」でのそれぞれの取引別にその概要や要件などをまとめ、ポイントとともににお知らせいたします。

1 「長期割賦販売等」に関する経過措置

施行日前（平成26年3月31日以前）に行った「長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例」に規定する長期割賦販売等については、経過措置として施行日（平成26年4月1日）以後にその支払期日が到来する分についても旧税率の5%が適用されます。

(長期割賦販売等の要件)

長期割賦販売等に該当するための要件は次のとおりです。

- ①月賦、年賦等で3回以上に分割して支払われること
- ②販売等から最終支払期日まで2年以上の期間があること
- ③頭金・申込金などがその割賦販売価格の3分の2以下であること

2 「リース契約」に関する経過措置

平成19年度税制改正でリース取引の税務上の取り扱いが変わりました。結論的には、リース取引については売買処理又は賃借処理いずれの場合においても、リース契約時点（リース資産の引渡しを行った時点）の消費税率が適用されます。



①原則的な取扱い

平成19年度税制改正で平成20年4月1日以後に行われるリース取引（所有権移転外ファイナンス・リース取引）については、資産の売買取引として処理し、リース資産については会計上、固定資産に計上します。

そのため、リース取引については、原則としてリース資産の引渡しを行った日に資産の譲渡があったことになり、売買取引と同じように譲渡対価の全額が課税仕入れになります。この場合のリース取引については、経過措置が適用されません。

②中小企業の例外的な取扱い

中小企業の場合、毎月のリース料の支払いをリース料として費用計上している場合には、特例として従来通り、毎月の支払いの都度、課税仕入れとして消費税の申告をすることも認められています。

施行日前（平成26年3月31日以前）にリース契約を締結し、リース資産の引渡しを行ったリース取引についてこの特例により賃貸借処理を行っている場合には、旧税率の5%が適用されます。

③リース契約の適用例

- ①指定日の前日（平成25年9月30日）までの間にリース契約（所有権移転外ファイナンス・リース取引）を結びリース資産の引渡しを受けた場合において、売買取引として処理し固定資産に計上した場合には、リース資産の全額が課税仕入れとなり、5%の消費税率が適用されます。
- ②中小企業が指定日の前日（平成25年9月30日）までの間にリース契約（所有権移転外ファイナンス・リース取引）を結びリース資産の引渡しを受けた場合において、毎月のリース料の支払いの都度リース料として計上した場合には、課税仕入れとして施行日（平成26年4月1日）以後も、5%の消費税率が適用されます。
- ③中小企業においては、指定日の前日（平成25年9月30日）までの間にリース契約（所有権移転外ファイナンス・リース取引）を結びリース資産の引渡しを受けた場合には、売買取引として譲渡対価の全額を課税仕入れに処理することも、賃貸借取引としてリース料の支払いの都度リース料を課税仕入れに処理することも、どちらを選ぶことも認められています。

3 「資産の貸付け」に関する経過措置

指定日の前日（平成25年9月30日）までに契約を締結し、施行日前（平成26年3月31日）から引き続きその契約に係る資産の貸付けを行っている場合、次の「①及び②」又は「①及び③」に掲げる要件に該当するときは、旧税率の5%が適用されます。

（経過措置を適用するための要件）

- ①資産の貸付期間及び貸付期間中の対価の額が契約で定められていること。
- ②事業者が事情の変更その他の理由によりその対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

③契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申し入れをすることができる旨の定めがないこと並びにその貸付けに係る資産の取得対価と付随費用の合計額に対するその契約期間中に支払われる貸付け料金の合計額が100分の90以上であるように契約において定められていること。

なお、指定日（平成25年10月1日）以後にその資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合には、その変更後におけるその資産の貸付けについては、経過措置が適用されず新税率の8%が適用されます。



4 「指定役務の提供」に関する経過措置

「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の提供に係る役務の提供をいいます。



指定日の前日（平成25年9月30日）までの間に締結した指定役務の提供に係る契約で次の要件を満たすものが経過措置の対象となり、施行日（平成26年4月1日）以後にその役務の提供を行う場合においても旧税率の5%が適用されます。

（経過措置を適用するための要件）

- ①その契約の性質上、その役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないものであること。
- ②その役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約として政令で定めるものであること。
- ③その契約に係る役務の提供の対価の額が定められていること。
- ④事業者が事情の変更とその他の理由によりその対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

5 「売上返品・貸倒れ」に関する取扱い

商品の販売を行い、その後返品・値引き・割戻しがあった場合、販売時点にさかのぼって処理をするのではなく、その「返品・値引き・割戻しがあった」時点の課税期間で処理することになっています。これは仕入側の処理についても同様です。

しかし、その際に適用する税率は「返品・値引き・割戻しがあった」時点での税率ではなく、販売・仕入れがあった時点の税率を適用することとされています。

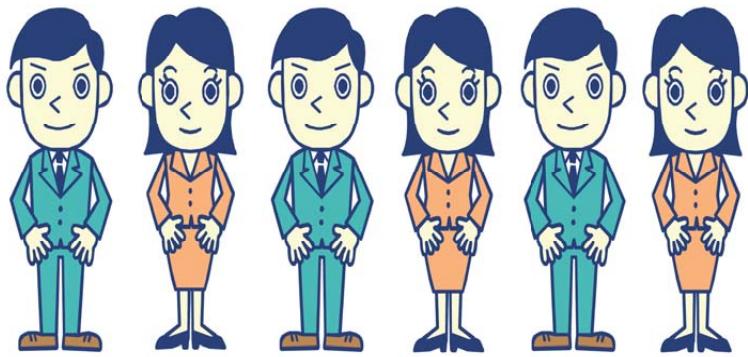
また、貸倒れについても同様に、貸倒れ時点での税率ではなく、販売時点の税率が適用されます。

したがって、施行日前（平成26年3月31日以前）に行った商品の販売について、施行日（平成26年4月1日）以後に返品・値引き・割戻しがあった場合には旧税率の5%が適用され、消費税及び地方消費税の申告書における「返還等対価に係る税額」又は「貸倒れに係る税額」の計算を行います。

(事業主の方へ)

雇用促進税制 を、ご活用ください！

雇用者を1人増やすごとに**40万円**
の税額控除を受けられます



- ◆ 雇用促進税制とは、**適用年度中※1**に、**雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）かつ10%以上增加させる**など一定の要件を満たした事業主が、法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除※2の適用が受けられる制度です。
- ◆ **雇用者数の増加1人あたり40万円の税額控除**が受けられます。
- ◆ 適用を受けるためには、あらかじめ**「雇用促進計画」をハローワークに提出する必要**があります。

※1 平成25年4月1日～平成26年3月31日までの期間内に始まる各事業年度。
個人事業主の場合は、平成26年1月1日から平成26年12月31日まで。
以下、「適用年度」といいます。

※2 当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度になります。

- ◆ 税額控除を受けるためには、**雇用者数の増加のほかにも一定の要件を満たす必要があります。**

対象となる事業主の要件

□ 青色申告書を提出する事業主であること

□ 適用年度とその前事業年度※1に、事業主都合による離職者※2がいないこと

※1 事業年度が1年ではない場合は、適用年度開始の日前1年以内に開始した事業年度。

※2 雇用保険一般被保険者および高年齢継続被保険者であった離職者が、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において「3 事業主の都合による離職」に該当する場合を指します。

高年齢継続被保険者とは、65歳に達する日以前に雇用されていた事業主に65歳以降も引き続いて雇用されている人で、短期雇用特例被保険者や日雇労働被保険者ではない人をいいます。

□ 適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人以上(中小企業※1の場合は2人以上)、かつ、10%以上増加※2させていること

※1 中小企業とは以下のいずれかを指します。(詳細は租税特別措置法第42の4および同法施行令を参照)

・資本金1億円以下の法人 ・資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人

※2 雇用者増加数は、**適用年度末日と前事業年度末日の雇用者数の差**です。

$$\text{雇用増加割合} = \frac{\text{適用年度の雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者総数}}$$

●平成25年4月1日以降に始まる事業年度分からは、適用年度以前から雇用していた人を、適用年度中に高年齢継続被保険者として引き続き雇用し、その年度末まで雇用していた場合、雇用者数として扱うことできるようになりました。

□ 適用年度における給与等※1の支給額が、比較給与等支給額※2以上であること

※1 給与等とは、雇用者に対する給与であって、法人の役員と役員の特殊関係者(役員の親族など)に対して支給する給与および退職給与の額を除く額をいいます。

※2 比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等の支給額 + (前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%)

□ 風俗営業等※を営む事業主ではないこと

※「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関連特殊営業(キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、麻雀店、パチンコ店など)

確定申告までの流れ

①雇用促進計画を作成・提出

適用年度開始後**2ヶ月以内**に、雇用促進計画を作成し、ハローワークに提出してください。

雇用者の新規採用を支援します。
最寄りのハローワークにご相談ください！

②雇用促進計画の達成状況の確認

適用年度終了後**2ヶ月以内**(個人事業主の場合は3月15日まで)に、ハローワークで雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。

※確認に約2週間(4月・5月は1か月程度)要しますので、確定申告期限に間に合うよう手続きをお願いします。

③税務署に申告

確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

お問い合わせ先

●雇用促進計画の作成・確認について:本社・本店を管轄する労働局またはハローワーク ●税額控除制度について:最寄りの税務署

PCCI SCHOOL 商工会議所パソコン教室をご利用下さい。



講座メニュー

和泉商工会議所パソコン教室では、地域住民の皆様・会員企業の皆様にパソコン教室を開講しています。パソコンに関する技術や能力を身につけたい！講座の内容を知りたい！という方は無料の説明会を開催しておりますので、お気軽にお問合せください。



※ 無料説明会はお電話にてご予約お願ひいたします。

TEL: 0725-51-7523

(パソコン教室直通)



教養講座 (入門レベル)

はじめてのパソコン講座（パソコン入門・保存編集）インターネット入門
電子メール入門 ワード入門 エクセル入門 パソコン入門よくばり講座

教養講座 (活用レベル)

ワード基礎・応用 エクセル基礎・応用 パワーポイント アクセス インターネット活用 わくわく作成講座(ワード活用・エクセル活用) 日商PC検定対策講座(文書作成2級・3級、データ活用2級・3級、プレゼン資料作成3級)・MOS対策講座

趣味講座 (入門レベル)

筆ぐるめ入門 ホームページ・ビルダー入門 デジカメ入門 水彩画入門
ツイッター入門 iPhone・iPad・iPad mini 入門 フェイスブック入門

趣味講座 (活用レベル)

筆ぐるめ応用 ホームページ・ビルダー応用 デジカメ活用
iPhone・iPad・iPad mini 活用 Google 活用

特徴

1. 月謝制だから安心！

一度に多額の出費は要りません。

2. 日程は忙しいあなた次第です。

忙しくて、決まった曜日や時間が取れなくても大丈夫です。
スケジュールに合わせて自由に設定することができます。

3. 質問はその場で解決

インストラクターが常駐しておりますので、わからないことはその場で解決できます。

4. 自分のペースで学習できるので挫折しない。

超初心者の方も安心！電源をいれた事がなくても、パソコンを持っていなくても講師がきちんとフォローします。
経験者の方も安心！一定のレベルをお持ちの方は、お好みの講座からスタートすることも可能！

5. 年齢制限なし

年齢に関係なくどなたでも受講できます。



6. オリジナル教材だから復習しやすい

授業と同じ画面が教材にも反映されていますので、自宅で復習しやすいと好評です。

テキストは講座ごとに1冊無料でお渡しいたします。

7. 資格取得コースもあります

就職、転職に有利な資格として、日商PC検定対策講座、MOS対策講座を用意いたしております。

授業時間帯一覧

○が授業のある時間帯です。

時間帯	時限	月	火	水	木	金	土	日
10:00～10:50	1時限	○	○	○	○	○	○	
11:00～11:50	2時限	○	○	○	○	○	○	
12:00～12:50	3時限	○	○	○	○	○	○	
13:00～13:50	お昼休み							
14:00～14:50	4時限	○	○	○	○	○	○	
15:00～15:50	5時限	○	○	○	○	○	○	
16:00～16:50	6時限	○	○	○	○	○	○	
17:00～18:20								メンテナンス時間です。
18:30～19:20	7時限		○	○		○		
19:30～20:20	8時限		○	○		○		

※ 機械のメンテナンス等で、教室を使用できない日時がございます。
必ず予約表でご確認願います。

※ おすすめは、2時間以上連続での受講です。
連続受講の場合は、間の10分間も続けて受講できます。

料金表

(受講時間：1回=50分)

コース	月4回 コース	月8回 コース	月12回 コース	月16回 コース	月20回 コース
授業料 1回1,000円	4,000円	8,000円	12,000円	16,000円	20,000円
機器使用料 1回200円	800円	1,600円	2,400円	3,200円	4,000円
教室維持費 月1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
合計	5,800円	10,600円	15,400円	20,200円	25,000円

和泉商工会議所会員特典：機器使用料の200円は免除させていただきます。

* 入会（入学）金は不要です。

* テキスト代は無料です。（講座開始時に1冊のみ無料でお渡しします。）

* 「教室維持費」は、インターネット接続料や消耗品代です。

* 月4回コース以上で、上記以外の回数も承ります。

和泉商工会議所パソコン教室移転先のご案内

平成25年3月25日からの和泉商工会議所パソコン教室の移転先は下記の地図のとおりとなっております。

皆様にはご迷惑をおかけ致しますがご確認に上お越しいただけます様よろしくお願い致します。



お問合せ先

和泉商工会議所パソコン教室

住所：和泉市府中町4-21-6 レミニーズミ1階

無料説明会 開催中！（お電話にてご予約ください。）

TEL: 0725-51-7523



新会員のご紹介コーナー

(株)スミシン

代表取締役 奥村吉広
〒594-0022
和泉市黒鳥町2-2-22

織維卸
TEL 0725-45-7878

大元相

〒590-0006
堺市堺区錦綾町1-4-28

中小企業診断士
TEL 072-222-6366

Ken & Mery

店主田中淳代
〒594-1141
和泉市春木町616-12

飲食店営業
TEL 0725-53-2222

豆一珈樂

代表堀井久充
〒594-1151
和泉市唐国町1-9-57

珈琲豆販売
TEL 0725-53-0555

事業主の皆様へ 従業員の個人住民税は特別徴収で納めましょう!

個人住民税の特別徴収とは?

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業主（給与支払者）の方が、従業員（給与所得者）に毎月支払う給与から、あらかじめ個人住民税を差し引いて徴収し、納税義務者である従業員に代わって、各市町村に納入していただく制度です。

個人住民税の特別徴収義務者とは?

地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主は、原則として個人住民税の特別徴収義務者として指定されており、所得税と同様に従業員の個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

個人住民税の特別徴収とは?



各市町村は、毎年1月末までに事業主の方から提出された給与支払報告書などをもとに個人住民税を計算し、毎年5月末までに事業主の方へ1年分の税額を通知します。

事業主の方は、通知された税額を月々の給与から差し引いて徴収し、翌月の10日までに各市町村に納入していただきます。

従業員の皆様にとって大変便利な制度です。

個人住民税特別徴収Q&A

Q1 特別徴収は新しい制度ですか?

A 個人住民税の特別徴収義務は、従来から地方税法や市町村条例に規定されています。

Q2 なぜ、いまさら特別徴収をしないといけないのですか?

A これまで、法律の定める要件に該当する方については、特別徴収をしていただく必要があり、特に法律改正が行われたわけではありません。

Q3 特別徴収によってどのようなメリットがありますか?

A 事業主の皆様には、所得税のように、税額の計算や年末調整をしていただく手間はありません。
従業員の皆様には、次のようなメリットがあります。

- ・従業員一人ひとりが金融機関等へ納税に出向く手間を省きます。
- ・年税額を12回に分けて支払うため、納期が年4回である普通徴収より、1回あたりの負担額が少なくなります。
- ・月々の給与等の支払いの際に差し引きされるため、納め忘れがありません。

Q4 新たに特別徴収を始めるには、どのような手続きをすればいいのですか?

A 每年1月末までに提出していただく給与支払報告書（総括表）の「報告人員」欄に、特別徴収する人数を記載し、各市町に提出してください。また、年度の途中からでも特別徴収を開始することができます。
なお、詳しくは下記の窓口にてご確認ください。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

和泉市税務室市民税担当 ☎ 0725-41-1551

第135回 簿記検定試験

合格者受験番号一覧 平成25年11月17日(日)施行

2 級						
10	21	22	36	39	47	502
509	511	515	517	533		
3 級						
1	2	8	9	23	24	29
32	36	45	49	51	57	76
103	502	505	509	510	512	514
517	518	520	523	524	530	535
538	540	544	547	549	556	559
560	564	566	569	570	572	578

※点数を知りたい方は和泉商工会議所までお越し下さい。

点数表の郵送をご希望の方は、受験番号を明記し、80円切手を貼った返信用封筒(返信先明記)を同封のうえ、和泉商工会議所簿記担当までお送り下さい。

電話での問い合わせは行っておりません。

※合格証書交付は12月17日(火)からです。試験施行日から1年以内にお越し下さい。

申込をされたところに受験票と印鑑をご持参下さい。

和泉商工会議所で申込をされた方で来所が困難の場合、送付先住所・電話番号を記載したメモ、受験票、500円分の切手を同封のうえ、和泉商工会議所簿記担当までお送り下さい。

次回検定 第136回 簿記検定試験 平成26年2月23日(日)
窓口受付期間：平成26年1月16日(木)～1月23日(木)
ネット受付期間：平成26年1月7日(火)～1月21日(火)
※コンビニ決済は平成26年1月19日(日)まで

第199回 珠算検定合格者

平成25年10月27日(日)施行

西寺	前飯向	長谷道辻	辻	小桑阿頭	桶利
富里	坂濱川内	吉林井		山原部師	田倉
翔	直脩	百颯	律真	3 遼勇純優	1 唯
一馬	弥矢	香希	子慧	平作奈輝	花菜
川田	中丸	高鳥	西利佐	中高木中	井土
由莉	村山	橋山	田倉古級	西崎納塚級	坂屋級
依花	健知正由	黄杏		愛佑茉	咲祐
人	里唯			弥菜菜梨	穂介

☆次回珠算検定☆

日 程：平成26年2月9日(日)
受付期間：平成25年12月11日(水)～12月20日(金)

平成26年度各種検定試験の施行日および受験料について

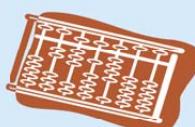
平成26年4月から検定試験の受験料が改定されます。

平成26年4月から消費税8%への引上げに伴い検定試験料が改定されます。



日本商工会議所検定

珠 算



第201回 施行日：平成26年6月22日

第202回 施行日：平成26年10月26日

第203回 施行日：平成27年2月8日

受験料(税込)	1級 2,100円	4級～6級 940円
	2級 1,570円	7級・8級 840円
	3級 1,360円	暗算 840円

簿 記

1級～3級 第137回 平成26年6月8日

1級～3級 第138回 平成26年11月16日

2級～3級 第139回 平成27年2月22日

受験料(税込)	1級 7,710円
	2級 4,630円
	3級 2,570円



ご利用下さい！マル経融資

マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）とは、商工会議所の経営指導を受けて経営の改善をしていくこうとする方に商工会議所の推薦により★無担保★無保証人★低利率で日本政策金融公庫から貸し出されるものです。

資金の使途	融資限度額	利 率	返済期間
運転資金	1,500万円	1.60%	7年以内 (1年以内据置可)
設備資金		貸付時の金利で固定 H25年11月14日現在 (金利は変動します)	10年以内 (2年以内据置可)

審査の結果により、融資をご利用頂けない場合があります。

ー お問い合わせ先ー 和泉商工会議所 TEL 53-0320

広告募集中!!

掲載内容

●広告料金／会員 1ヶ月 10,000円(消費税込み)
会員外 1ヶ月 30,000円(消費税込み)

●寸法(約)／縦6.4cm、横11.2cm

●発行部数／約2,000部

●年間契約／12回掲載の時は、1回分サービス

期間限定
2013.12/20(金)～25(水)

2013 Christmas Dinner

地上19F ホテルレストランで過ごす
極上のクリスマスディナー

クリスマススペシャル お一人様
ディナーコース A 8,000円(税・サ込)

※料理、盛りつけの器は変更する場合がございます

ホテルサンルート関空 19階 オリエンタルダイニング エスポート

ご予約・お問合せは(エスポート直通)
http://r.gnavi.co.jp/c210108/

0725-20-1110

和泉商工会議所 無料相談コーナー

会員の皆様、事業の事で悩んでいませんか？

そんな時は会議所の専門指導員に相談ください。

●税務相談（相続税の相談も承ります。）

・偶数月第2水曜日 午後1時30分～同4時 予約制です。

相談員 税理士 露口六彦

●法律相談

・毎月第3水曜日 午前10時30分～同11時30分 予約制です。

相談員 弁護士 仁井谷徹